

## 就労移行支援に係る基本報酬の算定区分に関する届出書 (就労移行支援サービス費(Ⅰ))

施設・事業所名						
定員区分	1	21人以上40人以下	就労定着率区分	1	就職後6月以上定着率が5割以上	
	2	41人以上60人以下		2	就職後6月以上定着率が4割以上5割未満	
	3	61人以上80人以下		3	就職後6月以上定着率が3割以上4割未満	
	4	81人以上		4	就職後6月以上定着率が2割以上3割未満	
	5	20人以下		5	就職後6月以上定着率が1割以上2割未満	
					6	就職後6月以上定着率が0割超1割未満
			7	就職後6月以上定着率が0		
			8	なし(経過措置対象)(新規指定事業所)		
前年度及び前々年度の就職後6月以上定着者の状況	就職後6月以上定着者数					
		前年度 ( 年度)	前々年度 ( 年度)			
	4月	人	人			
	5月	人	人			
	6月	人	人			
	7月	人	人			
	8月	人	人			
	9月	人	人			
	10月	人	人			
	11月	人	人			
	12月	人	人			
	1月	人	人			
	2月	人	人			
	3月	人	人			
合計	人	人	÷			
	利用定員数					
	前年度 ( 年度)	前々年度 ( 年度)				
	人	人				
合計	人	人	=			
				就労定着率		
				%		

- 注1 就職後6月以上定着者とは、就労移行支援を受けた後、就労し、就労を継続している期間が6月に達した者(就労定着者という。)をいい、前年度及び前々年度の実績を記載すること(就労とは企業等と雇用契約に基づく就労をいい、労働時間等労働条件の内容は問わない。ただし、就労継続支援A型事業所の利用者としての移行は除くこと。)
- 注2 平成29年10月1日に就職した者は、平成30年3月31日に6月に達した者となることから、平成29年度の実績に含まれることとなる。
- 注3 就労定着率区分「なし(経過措置対象)」は、指定を受けてから2年間を経過していない事業所が選択する。ただし、2年目の事業所においては、1年目の就労定着者の割合に応じた区分で算定することも可能。
- 注4 就労定着者の状況は、別添「就労定着者の状況(就労移行支援に係る基本報酬の算定区分に関する届出書)」を提出すること。
- 注5 当該年度の利用定員が年度途中で変更になった場合は、各月の利用定員の合計数を12で除した数を利用定員とすること。  
(例) 4月から12月までの利用定員20人、1月から3月までの利用定員が30人の場合の利用定員  
(20人×9月+30人×3月)÷12月=22.5人

別 添

年 月 日

就労定着者の状況  
(就労移行支援に係る基本報酬の算定区分に関する届出書)

前年度及び前々年度に  
おける就労定着者の数

	氏名	就職日(年月日)	就職先事業所名	前年度又は前々年度におい て6月に達した日(年月日)	届出時点の継続状況
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					

注1 届出時点の継続状況には、就労が継続している場合には「継続」、離職している場合には「離職」と記入。  
注2 行が足りない場合は適宜追加して記入。